

## 海難防止の取り組み

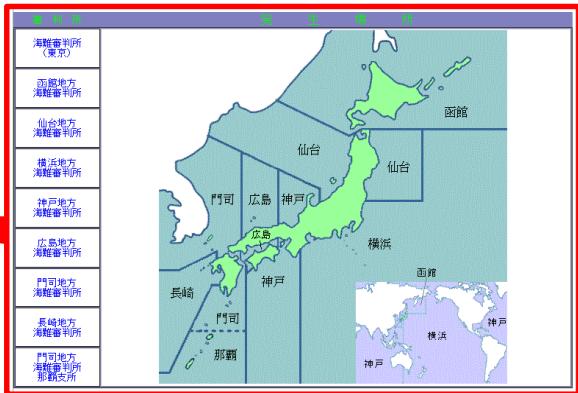


海難審判所ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp/jmat/>）

海難審判制度の紹介や審判手続の案内を掲載しているほか、平成30年以降に言い渡した海難審判の裁決を言渡し日順に公表(船名及び個人名等を非公開)しています。

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

The screenshot shows the homepage of the Japan Marine Accident Tribunal. At the top left is the logo and name in English. The main navigation menu includes '裁判の閲覧' (Court Viewing), '審判予定表' (Trial Calendar), '全国の海難審判所' (Marine Accident Tribunals nationwide), 'サイトマップ' (Site Map), and 'リンク集' (Link Collection). Below the menu, there's a large graphic of a ship. The 'Court Viewing' section is highlighted with a red box. It contains a large button labeled '裁判の閲覧' with a right-pointing arrow, and below it are two smaller boxes: one for '海難ものしり帖' (Marine Accident Summary) and another for '全国の海難審判所' (Marine Accident Tribunals nationwide).



## JMATニュースレター

「JMATニュースレター」（JMATは海難審判所の英語表記「Japan Marine Accident Tribunal」の頭文字）では、主な海難事例について、どのようにして海難が起きたのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、解説を加えながら紹介しています。

JMATニュースレターは、ホームページから閲覧できるほか、メール配信サービスも行っております。配信サービス申込の詳細はホームページをご覧ください。

国土交通省 海難審判所

# JMATニュースレター

Japan Marine Accident Tribunal News Letter

第11号 平成30年11月発行

## 特集 「遊漁船の海難」

平成25年から平成29年の5年間に運航事由に立候は遊漁船は5013件で、全体としては、減少傾向ですが、遊漁船の海難は、ほぼ毎年となっております。

また、運航ルートでは、既往船籍の正確な記載による運航ルートは、R3 年度運航ルート 99 年度 2 月に定めた運航船籍の間に共する運航ルートは、最も取り扱いを運航の内に運航する運航を計っています。

**遊漁船の海難件数は、ほぼ横並いとなっています。**

年	遊漁船の海難件数	企画海難件数
H25	38	1001
H26	37	1026
H27	33	1047
H28	37	988
H29	39	951

平成25年から平成29年に立候した遊漁船の海難件数

**遊漁船の海難の発生は、7月から9月にかけて多い。**

月	月別発生件数
1月	18
2月	11
3月	6
4月	14
5月	18
6月	15
7月	27
8月	25
9月	15
10月	17
11月	15
12月	11

平成25年から平成29年に立候した遊漁船の海難の発生 8件の月別発生状況

立候：海難審判所の対象となる海難として審査官が監視を継続すること

『JMATニュースレター』の発行状況	
第11号	◇特集「遊漁船の海難」
第10号	◇特集「水上オートバイの海難」
第9号	◇特集「内航船が関連する衝突海難」
第8号	◇特集「乗揚海難」
第7号	◇特集「漁船の海難」
第6号	◇特集「居眠り海難」
第5号	◇特集「霧中で発生した海難」
第4号	◇特集「単独で衝突した海難」
第3号	◇特集「見張り不十分で発生した海難」
第2号	◇「平成22年版レポート海難審判」の発刊にあたって
創刊号	◇「JMATニュースレター」の発刊にあたって◇特集「霧中海難」

(第 11 号 特集「遊漁船の海難」)



## 社会学習活動への協力

### ➤ 審判廷の開放など

海難審判所では、業務説明・施設見学の場として、修学旅行や社会科見学で国土交通省を訪れる児童や生徒に対して、業務説明や審判廷の開放を随時行っています。

平成 30 年度は、全国から合計 8 校 75 名の中学生及び高校生が訪れ、海難審判の仕組みや日本における船の役割、船の交通ルール等を説明しました。

訪問を希望する場合は、『国土交通省キッズコーナー』から申し込むことができますので、お気軽にお問い合わせください。

※ 国土交通省キッズコーナー (<http://www.mlit.go.jp/kids/>)



### ➤ 「子ども霞が関見学デー」

夏休み期間中に開催される「子ども霞が関見学デー」では、毎年プログラムを実施しています。平成 30 年度も 8 月 1 日に実施し、小・中学生及び引率者が審判廷を訪れ、海難審判所の仕事と役割を説明し、海と船に関するクイズ等を出題しました。

